

大日本帝国憲法（官報号外）



大日本帝国憲法

第一章 天皇

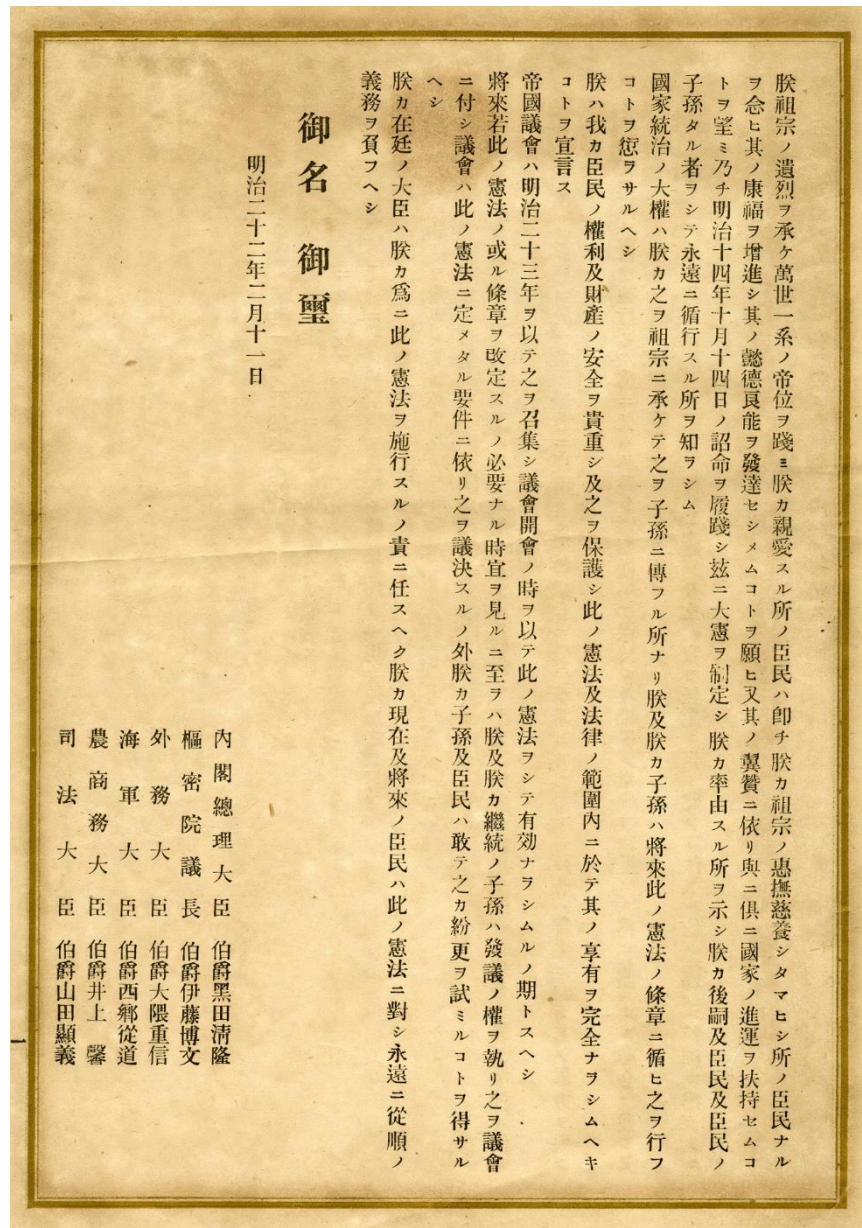
第一條 大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ



1889年（明治22）「大日本帝国憲法 官報号外」

長谷川保敏家文書（当館蔵） [デジタルアーカイブへ](#)

解説

大日本帝国憲法（明治憲法）は1889年（明治22）2月11日に公布されました。この憲法は、天皇が国民に与える欽定憲法の体裁をとり、天皇と行政府に強い権限が与えられています。天皇は、統治権のすべてを握る総攬者（第4条）であり、文武官の任命、陸海軍の統帥、宣戦・講和・条約の締結など議会が関与できない大きな権限を持っていました（天皇大権）。統帥権については内閣からも独立していました（統帥権の独立）。

天皇主権のもとで三権（立法、行政、司法）が分立し、それぞれが天皇を補佐することになりますが、様々な制限を設けられた議会に比べると、政府の権限は強く国務大臣は議会にはではなく、天皇に対してのみ責任を負うとされました。

福井とのかかわり

憲法発布を祝して各地で式典が催されています。福井では福井師範学校、尋常中学校や宝永小学校などで式典が行われました。1889年（明治22）2月13日の『福井新報』では次のように伝えています。

「憲法発布式 師範学校 中学校 宝永小 一同広堂に整列し両陛下の御真影に対し奉りて敬拝し失れより祝酒を拝載し以て佳辰を祝り奉り了りて全校生徒は勅使しとて本部書記官の藤嶋神社へ参向せらるるを待受け県庁門を出でらるるや全校構内に於て二十一発の祝砲を放ち歡呼万歳の声と共に天地を動かせり」

資料の注目ポイント

資料は、憲法発布を記念して発行された官報号外です。憲法の全条文（資料、左下）を掲載しています。またその前文部分（資料、右）には憲法発布勅語として発布の目的に関する記述がありますが、ここでも天皇大権や臣民としての国民の権利、憲法改正について触れられています。

関連資料

名称	概要	備考
大日本帝国憲法（官報号外）	長谷川保敏家文書 当館蔵 X0144-00310	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-559525-1-p1
福井県文書館企画展示 「授業にでてくる ふくいの史料」	文書館の収蔵史料と借用史料により、 学校の授業にでてくるふくいの史料を 展示	当館 WEB にて公開中 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-559525-1-p1

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社